

取扱注意

# <利用店舗マニュアル>



しっかりと  
目を通してね!

令和4年度 薩摩川内市内全域  
プレミアム付商品券

# とくとく商品券

商品券使用可能期間

令和4年8月27日(土)～ 令和5年1月15日(日)

使用済み商品券換金期間

令和4年9月2日(金)～ 令和5年1月27日(金)

 川内商工会議所

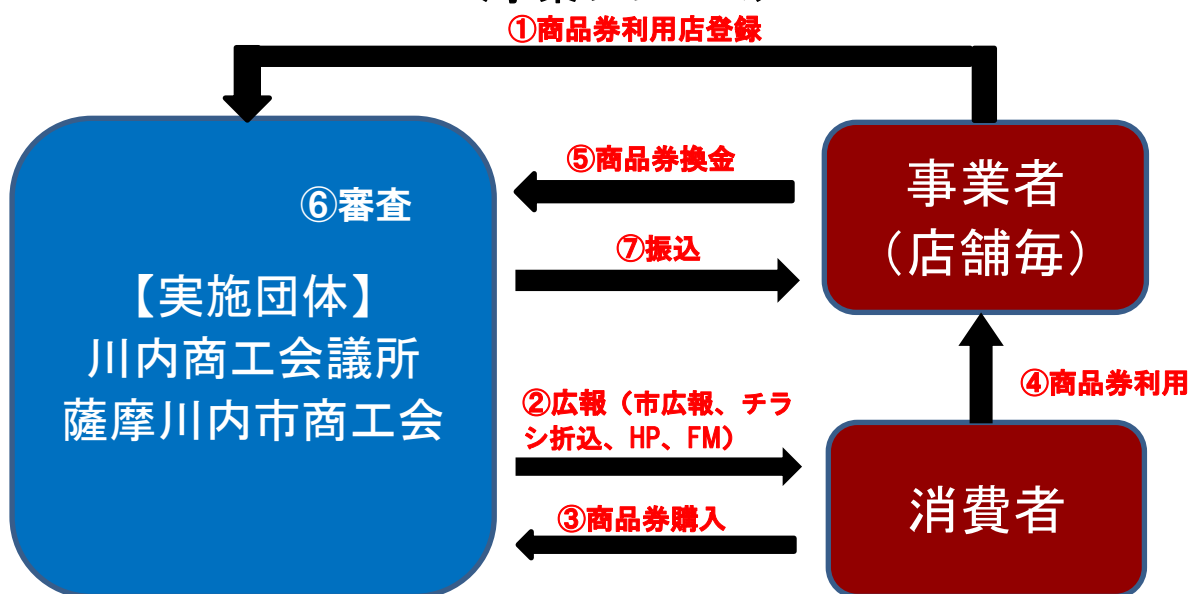
TEL : 0996-22-2267

【実施団体】  川内商工会議所 ・  薩摩川内市商工会

## ＜事業概要 (再販売)＞

商品券名称	薩摩川内市内全域プレミアム付商品券（とくとく商品券）
実施主体	川内商工会議所
実施団体	川内商工会議所・薩摩川内市商工会
発行額	<u>249,264,000円</u>
発行冊数	<u>20,772冊</u> （額面12,000円を42,400冊発行）
綴り構成	1冊12,000円（1,000円×7枚・500円×10枚綴り） ※4,000円のプレミアム付き
販売価額と購入上限	1冊 8,000円 ※購入上限 1人2冊まで
<u>販売方法</u>	<u>インターネット又ははがきによる事前申込制</u> <u>※応募者多数の場合は抽選を行う</u>
申込できる方	以下の2つの条件にどちらも該当している方 □薩摩川内市内にお住まいの方 □とくとく商品券を購入されていない方 ※8/27（土）に購入された方、代理購入でお名前を書かれている方は購入不可
<u>申込期間</u>	<u>令和4年9月25日（日）～令和4年10月7日（金）</u>
利用期間	令和4年8月27日（土）～ <b>令和5年1月15日（日）</b>
換金受付期間	令和4年9月2日（金）～ <b>令和5年1月27日（金）</b> <b>※P7掲載の通り</b>
換金受付場所	① 川内商工会議所 ② 薩摩川内市商工会 （入来本所・高城支所・樋脇支所・東郷支所・禰答院支所・里支所・上甑支所・下甑支所）
換金受付時間	9時～12時、13時～16時

## ＜事業フレーム＞



## <利用店舗 配布物一覧>

### ①利用店舗マニュアル



### ②加盟店証



令和5年1月15日(日)

② A4サイズ×2枚

### ③換金用伝票



依頼日 2022 年 月 日 ①会館所 控-1  
 薩摩川内市内全域プレミアム付商品券（とくとく商品券）換金依頼書  
 登録番号 2022-

店名

■1,000円券 換金枚数  枚 → 換金額①  円  
 ■500円券 換金枚数  枚 → 換金額②  円

①+②入金額  円 発行印

※右づめでご記入ください。

③ 換金用伝票×1冊  
 (換金依頼書3枚複写×10セット綴り)

### ④のぼり旗(旗のみ)



④ のぼり旗×1枚  
 ※棒は各店でご用意お願いします

## <利用店舗運営にあたってのお願い事項>

### ① 加盟店証掲示のお願い

「とくとく商品券加盟店証」が加盟店の目印です。  
2枚配布しますので、利用者の見やすい場所へ掲示してください。

### ② 商品券使用に関するトラブルについて

商品券使用に関するトラブル等については、原則として利用店舗規約ならびに本マニュアルを参考に各店舗にてご対応をお願い致します。  
※お困りの際は、川内商工会議所 0996-22-2267 までご相談ください。

### ③ 商品券のデザインを広告等に使用する画像データの提供について

偽造防止の観点からデータをお渡しすることはできません。

## <商品券取扱いについて>

### お客様(利用者)への対応

#### ① お会計(支払い額の提示)を行い、お客様(利用者)から商品券使用の意思表示

- 商品券が冊子から切り離された状態でお客様がお持ちになった場合でも、使用可能です。
- お釣りは出せないことをお伝えください。
- 前払い方式で、その後精算が必要なサービス提供(例:券売機、宅配ピザの先カード精算)の場合、商品券での精算ができないことを必ず事前にお伝えください。



#### ② 「偽造されたもの」及び「他自治体等の商品券」でないかの確認

- 次ページの商品券見本と比較してください。(偽造防止加工、色合いなど)
- 偽造であると判別できた場合は、商品券の受け取りを拒否し、さらに偽造の場合は速やかに警察に通報するとともに川内商工会議所(0996-22-2267)へご連絡ください。
- 取り扱いをしていない商品券等(国や他自治体等が発行したものを含む)を提示された場合は利用できないことをお伝えください。



#### ③お客様(利用者)より商品券をお受け取り

不足分は、現金等で受領してください。他の商品券との併用も可能としております。

## 受け取った商品券の処理

### ① 商品券の見本

#### <商品券 表面>

① 500円券は背景ピンク、1,000円券は背景水色です。



②コピーした場合は、複写とわかる文字が浮き出ます。

### ②使用済の商品券は裏面に店名を記入のうえ、保管

#### <商品券 裏面>

(1)この商品券の有効期限は、令和4年10月31日(月)までです。  
(2)この商品券は、藤原川市内内の加盟店のみでご利用いただけます。  
(3)この商品券は、現金とのお引換は致しません。また、つり銭はお出しできません。 [ss-tokutoku.com](https://ss-tokutoku.com)    
(4)この商品券は、他の商品券等との併用も可能ですが、それぞれの利用方法、利用期限等をよくご確認ください。  
(5)この商品券の盗難、紛失、または滅失につきましては、発行者は一切その責任を負いません。  
(6)この商品券を、著しく毀損、汚損した場合には、ご利用いただくことはできません。

令和4年度 藤原川市内全域  
プレミアム村商品券事業  
【取扱主幹】  
川内商工会議所  
藤原川内市神田町3-25  
TEL 0996-22-2267  
【取扱協賛】  
川内商工会議所 藤原川内市商工会

<加盟店はコチラ>  
【取扱店】

**【注意】 換金の際は、全ての商品券の裏面の取扱店欄に店舗名の記入をしてください。  
(スタンプでも可)**

**空欄のままでは換金できませんのでご注意ください。**

※商品券が冊子のままの状態では換金できません。切り離れた状態でお持ち込みください。

### ③換金依頼書の記入

<記入例> ※3枚複写になっております。厚紙を敷いてご記入ください。

「使用済み商品券」と「換金依頼書」を会議所・商工会に持ち込む日付を記入してください。

登録番号は右記のように表紙裏に記載しておりますので、同じ番号をご記入ください。

登録番号
2022- ○○○○

依頼日 2022年 月 日	①会議所 控 -1
<b>薩摩川内市内全域プレミアム付商品券（とくとく商品券）換金依頼書</b>	
登録番号 2022-	
店名 _____	
■1,000円券 換金枚数	
⇒ 換金額①	
■500円券 換金枚数	
⇒ 換金額②	
①+②入金額	
受付印	

※右づめでご記入ください

持参した商品券(1,000円券、500円券)それぞれの枚数、金額及び合計金額を記入してください。

会議所、商工会の押印欄です。空欄のままをお願いします。

換金依頼書は上記を参考に、「依頼日」、「登録番号」、「店名」、「商品券換金枚数と換金額」、全てを記入してご持参下さい。

※記入漏れがありますと確認に時間を要しますので、必ず必要事項をご記入のうえお持ち込みください。

※指定の換金受付日がありますので、P7の換金スケジュールをご覧ください。

④換金受付日に、使用済み商品券と換金依頼書を会議所・商工会へ持参




川内商工会議所または  
薩摩川内市商工会  
(入来本所・各支所)へ持込

**【換金受付場所】**

- ・川内商工会議所
- ・薩摩川内市商工会  
(入来本所・高城支所・樋脇支所・東郷支所・祁答院支所・里支所・上甕支所・下甕支所)

**【換金受付時間】**

**9時～12時、13時～16時**

**<換金スケジュール>**

回	受付日 (会議所、商工会へ持込日)	振込日
1	9/2 (金)	9/9 (金)
2	9/9 (金)	9/16 (金)
3	9/16 (金)	9/26 (月)
4	9/22 (木)	9/30 (金)
5	9/30 (金)	10/ 7 (金)
6	10/ 7 (金)	10/14 (金)
7	10/14 (金)	10/21 (金)
8	10/21 (金)	10/28 (金)
9	10/28 (金)	11/ 4 (金)
10	11/ 4 (金)	11/11 (金)
11	11/11 (金)	11/18 (金)
12	11/18 (金)	11/25 (金)
13	11/25 (金)	12/ 2 (金)
14	12/ 2 (金)	12/ 9 (金)
15	12/ 9 (金)	12/16 (金)
16	12/16 (金)	12/23 (金)
17	12/23 (金)	1/ 6 (金)
18	1/ 6 (金)	1/13 (金)
19	1/13 (金)	1/20 (金)
20	1/20 (金)	1/27 (金)
21	1/27 (金) ※最終受付日	2/ 3 (金) ※最終振込日

使用期限延長にともない換金期間も延長

※加盟店の皆様の資金繰り等利便性を高めるために、基本週1回のお振込みを行う予定です。

## <商品券の換金についての注意事項>

### 精算から入金までの流れ

- ① 換金受付日に使用済商品券と換金依頼書を会議所・商工会へ持参
- ② 会議所・商工会にて商品券枚数の計数、審査、データ入力作業
- ③ 審査終了後、指定口座へお振込

### 商品券の換金受付期間

使用済み商品券と換金依頼書をまとめて会議所・商工会へご持参ください。

受付期間：令和4年9月2日(金)～令和5年1月27日(金)の間の受付日(P7スケジュール参照)

- 受付日によって振込日が決まっております。
- 令和5年1月27日(金)を過ぎての換金には応じられません。

### 入金処理期間及び入金日

- 会議所で受付次第、順次精算手続きをいたします。
  - 換金依頼書は10回分(予備含む)準備しています。精算作業は毎週行いますが、持参される間隔は各店舗様で適宜お決めください。
- ※店舗が複数ある場合には、なるべく1つの換金依頼書におまとめいただきますようご協力お願いします。

### 入金口座

- 利用店舗登録申請時に登録された口座に振込みを行います。
- 振込手数料は事務局にて負担いたします。

### 入金額の確認

- 入金額に異議がある場合は、入金日から20日以内又は加盟店承認の有効期限(令和5年2月10日)までに限って受付いたしますので、入金額を各自でご確認ください。入金日より20日を過ぎてからの異議お申し立てには応じられませんのでご注意ください。(振込名義人名は「川内商工会議所」と表記されます。)

使用済み商品券の換金受付期限(厳守)

**令和5年1月27日(金) ※最終**

- 上記期日を過ぎての換金には応じられません。



## <対応例 「こんな場合、どう対応すればいい？」>

### Q 1. 多額の商品券が使用される場合はどうしたらよいか？

グループでの飲食など、代表の方がまとめて精算される場合なども考えられますので、使用にあたっては上限は設けていません。そのため、お1人で何十冊も使用される場合が考えられます。受領される場合は、偽造防止加工、色合いなどにより商品券が真正なものか充分確認してください。

※ただし、商品券が冊子のままの状態では換金できかねます。換金の際は切り離れた状態でお持ち込みください。

### Q 2. お客様が誤って商品券を洗濯したことなどにより、商品券が毀損されている場合はどうしたらよいか？

基本的に、券面の面積が3分の2以上残っており、商品券の「No. ○○○○-○○」が読めなければ使用できません。

それでも判断できなければ会議所へお問い合わせください。

### Q 3. 店舗独自のルールを設けてよいのか？

お店独自でとくとか商品券が使えないメニューを決めることや、とくとか商品券の使用限度などを決めることはできません。（現金と同様の取り扱いをお願いします。）

### Q 4. 換金依頼書（控）と実際の振込み金額が異なっていた場合はどうしたらよいか？



換金依頼書に記載された金額と入金額が異なっていた場合など、異議がある場合は入金日から20日以内又は加盟店承認の有効期限（令和5年2月10日）に限って受付いたしますので、入金額を各自でご確認ください。

上記期日を過ぎてからの異議お申し立てには応じられませんので、振込後すぐに入金確認をお願いします。

<お問い合わせ先>

 川内商工会議所

受付時間	9:00～17:00（平日のみ）
所在地	〒895-0052 薩摩川内市神田町3-25
TEL	0996-22-2267
FAX	0996-22-2269

加盟店専用サイト (川内商工会議所ホームページ)	「とくとく商品券」専用サイト
	 <input type="text" value="ss-tokutoku.com"/> <input type="button" value="検索"/>

「薩摩川内市新型コロナウイルス感染症関連地域の商いパワーアップ事業補助金」活用事業